

日田市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則の一部改正について（趣旨）

1. 改正する規則等

日田市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則

2. 目的・理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うこと。

3. 内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、被保険者証の廃止に伴い、「保険証」を削除し、「被保険者等」に改めること。

4. 施行の時期

令和6年12月2日から施行。

5. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。